

都市計画と市街化調整区域に関する提言 (建設水道常任委員会)

調査の目的

建設水道常任委員会では、都市の形成において、局地的な大雨等の災害や中心市街地の空洞化に対応した市街地の秩序ある開発、さらには人口減少・高齢化が顕著な農村部の地域振興・活性化に向けた市街化調整区域における有効な土地利用など市域の均衡ある発展が求められていることから、安全・安心に住み続けられる快適で魅力的な都市の形成に資するため、「都市計画と市街化調整区域」に関する調査を行った。

市に対する提言

1 地域拠点の明確化について

- (1) 地域コミュニティの維持と地域の魅力を生かす観点から、市街化調整区域内の地域について、中心市街地への集積強化のみならず、既存集落の拠点化も視野に入れた見直しを図り、その上で各地域拠点の位置づけを都市マスタープラン等の計画の中で明確化すべきである。
- (2) 今年度より都市マスタープランの改定に着手したことから、地域拠点の明確化にあたっては、改定に併せた地域住民との十分な協議と丁寧な説明を行う意見交換会等の実施により、各地域の声を反映させることとし、拠点化が難しい場合には、地域住民の理解を得るよう努めるべきである。

2 地区住民の主体的な参加を促す地区計画について

- (1) 地域づくり推進のため、自治振興協議会など地区の組織を活用し、各地域の実情や特性に応じた地区住民が主体となる地区計画の運用を図るべきである。
- (2) 勉強会の開催や技術面でのアドバイザー派遣、補助制度の創設などの支援策について検討すべきである。

3 市の着実な発展を目指す土地利用について

- (1) 今後、国道13号福島西道路の南伸事業の進展や北伸に対する期待等により、商工業系の開発需要の高まりが想定されることから、周囲の営農や生活環境への影響が少ない立地に適した土地について、市の提案により、商工業機能の積極的な誘致を図るべきである。
- (2) 自然環境や美しい田園地域を守りながら、市内への工場立地や起業、移住等のニーズに対応する持続可能なまちづくりとして、メリハリのある土地利用を図るべきである。
- (3) 市内への工場立地や起業、移住等のニーズに対応する各種取組や都市政策の展望について、市内外へ積極的にPRするとともに、市内の横断的な連携により誘致体制を強化し、今後の本市の着実な発展につなげるべきである。

4 地区計画制度や開発許可基準の柔軟な運用について

- (1) 地域コミュニティの維持、再生や地域資源の活用とともに、移住、定住の促進等を図るため、周辺地域への影響、自然との調和に配慮しつつ、地区計画制度や開発許可基準について柔軟に運用すべきである。